

碧南市民病院 給食業務委託 プロポーザル方式実施要項

1 業務名

碧南市民病院 給食業務委託

2 業務内容

給食業務委託及び保育所給食業務の仕様書のとおり。

3 目的

入院患者の医療及び保育所児童の保育の一環としての食事提供を目的としている。

令和7年2月の委託開始に向け、最適な委託業者を選定するため、以下のとおり公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という）の実施について必要な事項を定める。

4 業者選定

プロポーザル方式による選考とし、提案書及びプレゼンテーションの内容により、碧南市給食業務委託評価委員会において業者を選定する。

5 応募資格

応募資格者は法人その他の団体とし、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 碧南市契約規則第5条第1項及び第21条の規定による競争入札参加資格を有している者で、当該業務に対応する希望営業種目の登録をしていること。
- (3) 参加申出書の提出期限から受託者の決定の日までにおいて、碧南市競争入札参加停止等措置要領（平成20年4月1日）第4条の規定による競争入札参加停止等措置を受けていないこと。
- (4) 参加申出書の提出期限から受託者の決定の日までにおいて、「碧南市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年12月27日付け碧南市長等・愛知県碧南警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 令和6年4月1日現在で、給食業務を受託している施設数（1食あたりの提供食数が150食以上の病院、介護老人保健施設、又は特別養護老人ホームで、かつ1年以上継続している施設数）が1施設以上であること。

6 業務委託期間

令和7年2月1日から令和10年1月31日（3か年）

なお、契約締結日から業務委託開始までは、準備期間とする。

7 実施場所の見学

(1) 見学日時

見学日は、令和6年6月18日、21日及び24日とし、見学時間は、午後1時から午後3時までの2時間とする。ただし、厨房内は午後1時から午後2時までに限る。

(2) 見学人数

3名以内とする。

(3) 見学申込み

見学を希望する者は、見学希望日の前々日までに、「14 対応窓口」に対して、電子メールにて申込みを行うこと。

8 参加申出

(1) 参加申出書の提出方法

本業務の受託を希望する者は、参加申出書（様式第1号）に必要事項を記載の上、上記5(6)を満たすことが確認できる書類を添えて、「14 対応窓口」へ電子メールにて送付し、メール着信の電話確認を行うこと。

(2) 提出期限

令和6年6月25日の午後5時まで（必着）

(3) 参加資格確認結果通知書の送付

令和6年6月28日までに参加申出書（様式第1号）を提出した者全員へ参加資格確認結果通知書（様式第2号）を電子メールにて送付する。

9 質問及び回答

本業務及びプロポーザルに関する質問は、次により質問すること。

(1) 質問方法及び質問先

質問は、別紙質問書に準じた様式に記載し、「14 対応窓口」へ電子メールにて送付し、メール着信の電話確認を行うこと。

(2) 受付期間

令和6年6月12日から令和6年7月3日まで

(3) 回答方法

質問内容を取りまとめ、令和6年7月10日までに、参加資格を有する者全員へ電子メールにより回答する。

(4) 注意事項

受付期限後の質問、参加資格を有しない者からの質問及び指定した方法以外での質問は受け付けない。

10 提案書

(1) 提出部数

1 1 部（押印した原本 1 部、1 0 部は写しでも可とする）

また、提出書類と同じ電子データを記録した CD-R を 1 枚提出すること。

(2) 形態

- ・ A 4 縦横書き又は A 4 横横書き。
- ・ 長辺綴じ（用紙が A 4 サイズを超える場合は Z 折にて A 4 サイズに収めること。）
- ・ 10(5) ア～シの項目毎でインデックスを付けること。

(3) 提出方法

「14 対応窓口」へ直接持参すること。

(4) 提出期間

令和 6 年 7 月 1 1 日午前 9 時から令和 6 年 7 月 2 6 日午後 5 時まで（土日祝日除く）
受付時間は午前 9 時から午後 5 時までの間とする。

(5) 提案書の内容

提案書（様式第 5 号）に、次の項目について記載又は資料を添付し提出すること。
なお、提案書の作成に要する費用は参加者が負担するものとし、提出後の内容変更は認めない。また、提案書の返却は行わないものとする。

ア 業務運営体制

- (ア) 作業マニュアルを始めとした各種マニュアルの整備について
- (イ) 本社事業所と厨房間の連絡体制及び支援体制
- (ウ) 配置予定の責任者・経験者・有資格者について
- (エ) 1 日の業務開始から終了までの作業工程表及び人員配置表

イ 衛生・安全管理体制

- (ア) 安全で良質な食事提供に対する取組方針
- (イ) 良質な食材の確保及び品質管理
- (ウ) 厨房の清潔保持
- (エ) 異物混入、誤配膳、その他日常業務でトラブルを防止するための取組み及び発生時の対応

ウ 従業員に関する事項

- (ア) 病院職員との協力体制

- (イ) アレルギー対応やN S T介入等、個別対応時の具体的な対応方針及び内容
- (ウ) スタッフの確保、定着及び育成に対する取組みについて

エ 危機管理体制

諸事情により業務の全部又は一部の遂行が困難となった場合の業務の継続

- (ア) 厨房で調理ができなくなった場合の食事提供フロー
- (イ) 事業者として給食業務ができなくなった場合の食事提供フロー
- (ウ) 大規模災害発生3日間の食事提供フロー
- (エ) 損害補償体制

オ 企業に関する事項

- (ア) 業務内容、組織体制
- (イ) 碧南市民病院から最も近い事業所の所在地及び従業員数
- (ウ) 医療関連サービスマーク（院内調理患者等給食業務）認定書の写し

カ 運営実績

- (ア) 令和6年4月1日現在で給食業務を受託している施設（1食あたりの提供食数
が150食以上の病院、介護老人保健施設、又は特別養護老人ホームで、かつ1
年以上継続している）の数。
- (イ) うち東海3県については施設名・1食あたりの提供食数・契約継続年数

キ 受託準備体制

- (ア) スケジュール
- (イ) 新旧受託者間の引継内容及び委託者と新受託者の引継内容

ク 地産地消の取り組み

- (ア) 地産地消食材の品目、産地及び仕入先の計画
- (イ) 年間を通じた地産地消メニューの提案
- (ウ) 地産地消メニューの1か月あたりの提供頻度
- (エ) 地産地消の取り組みに関するPR方法

ケ 産後食

産後食メニューの提案及びイメージ写真

コ 患者満足度の向上に関する具体的な提案

- (ア) 基本食のサンプル写真。なお、当院の約束食事箋に沿った朝・昼・夕の献立を、
貸与する当院の食器・トレイを使用し配膳後の写真とすること。
※貸与品の貸出は、令和6年6月24日までに受け取りに来ることとし、返却は、
提案書提出時とする。

- (イ) 季節感を考慮することや嗜好に配慮した食事の提供について
- (ウ) お祝い食、行事食等の特別に配慮した食事の提供について
- (エ) 選択メニュー方式による食事の提供について
- (オ) その他患者満足度を高めるための具体的な提案及びそれに必要な費用

サ コストダウン及び効率的な運営に関する具体的な提案

- (ア) 委託料及び食材費の削減を可能とする方法と導入する場合の運営フロー
- (イ) 業務の効率化を可能とする方法と導入する場合の運営フロー
- (ウ) 上記方法の導入に係る他病院での実績を踏まえた留意点
- (エ) 食材のロスを減らす取組、食材を安価に仕入れる取組

シ 参考見積書

見積対象の範囲及び条件は、次のとおりとする。なお、受託予定者として選定された場合は、再度見積りを依頼することがある。

- (ア) 別紙「碧南市民病院給食業務委託仕様書」、「保育所給食業務仕様書」及び「碧南市民病院給食業務委託見積書記載条件」の内容を網羅すること。
- (イ) 上記サの提案を導入する場合と導入しない場合のそれぞれを作成すること。

11 プレゼンテーション

(1) 日時及び場所

令和6年7月31日及び8月1日、両日とも13時以降
碧南市民病院2階講義室（詳細は別途連絡）

(2) 出席者

5名以内（受託責任者又はそれに相当する者1名は必ず出席のこと）

(3) 方法

プレゼンテーションには、提出済み資料を用いることとし、新たな提案内容は不可とする。スクリーンは当院備品を使用可とする。発表準備は、前提案者との入れ替え時間のうちに行うこと。

(4) 所要時間

40分（提案書の説明30分以内、質疑10分程度）

(5) 費用負担

プレゼンテーションに伴う費用負担は、事業者にて負担すること。

12 審査及び評価

(1) 審査方法

提案書及びプレゼンテーションの内容を総合的に評価し、採点する。委員の採点を

合計し、最高点を得た候補者を優先交渉権者とする。合計点が同数の場合は、参考見積書の金額が低い候補者を優先交渉権者とする。参考見積書の金額が同額である場合は、くじ引きとする。

(2) 評価方法

碧南市民病院給食業務委託評価委員会が碧南市民病院給食業務委託評価基準により行う。

(3) 結果の送付

参加した全員に令和6年8月7日に結果通知書(様式第7号又は第8号)を郵送により通知する。

(4) 結果の公表

決定者名及び評価点並びに非決定者の評価点を、結果通知の日から1年間、市のホームページで公表する。

(5) 理由の開示

選定されなかった理由を求める場合は、通知を受けた日の翌日から起算して7日後の日の午後5時までに書面(任意様式)を提出すること。ただし、審査に対する異議申し立ては受け付けない。回答は提出者に書面により通知する。

13 契約の締結

優先交渉権者として選定された者と契約の交渉を行う。ただし、協議が整わない場合は次点者と協議を進め、受託者を決定する。

なお、契約にあたっては改めて協議を行った上で決定するものとする。

14 対応窓口

(1) 担当部署 碧南市民病院 経営管理部管理課施設用度係

(2) 担当者名 田中・鈴木

(3) 連絡先等 〒447-8502 碧南市平和町3丁目6番地

碧南市民病院 経営管理部管理課施設用度係

電話 0566-48-5050 内線2504

Mail bkanrika@city.hekinan.lg.jp